工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事

法令及び規格

1 諸法令の遵守

受注者は、本工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- イ 電気設備技術基準
- ロ クレーン等安全規則
- ハ その他関係法令等

2 適用規格

本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- イ 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- 口 日本電機工業会規格(JEM)
- ハ クレーン構造規格(JCA)
- 二 日本工業規格(JIS)
- ホ 日本電線工業会規格(JCS)
- へ 内線規程 (日本電気協会)
- ト その他関係規格, 基準等

書類関係

1 図書の承諾

受注者は、次に掲げる図書を指定期日までに提出し、機器の設計・製作及び検査を実施する前に監督員の承諾を得なければならない。

1	図面類	設計完了後速やかに	2部
	(外形図,組立図,展開接続図及び施工図	等)	
	納入機器及び材料の仕様	"	2 部
/\	現場立会検査要領書	検査予定15日前までに	2 部
=	その他監督員が指示する図書		必要部数

2 提出書類

受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて作成した成果品(正・副2部)を提出する。また、次に掲げる図書については電子データによる納品を基本とするほか、 紙媒体により指定期日までに指定部数を提出しなければならない。

1	施工計画書		現場工事着手15日前までに	2部
	工事打合せ議事録	(電子メール等を活用しない場合)	打合せ後7日以内	2部
/\	据付記録		実施後3日以内	2 部
=	検査及び試験記録		実施後7日以内	2 部
木	工事写真		工事しゅん工検査請求日までに	4 部
^	完成図書		"	4 部

工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事

- (イ) 完成図面 (外形図, 組立図, 展開接続図及び施工図等)
- (口) 据付記録
- (ハ)検査及び試験記録
- (二) 取扱説明書

なお、完成図書のスタイルは、監督員の指示による。

ト その他監督員が指示する図書

必要部数

設計及び製作

1 一般事項

- イ 機器は使用条件を満足し、かつ、既設備と十分に協調のとれたものとするとともに、保守が 容易で耐久性に優れた信頼性の高いものでなければならない。
- ロ 製作完了後、工場内で諸試験を行い、不適当な箇所が発見された場合は、直ちに修正又は取替を行い、支障のないことを十分確かめなければならない。
- ハ 各機器の製作にあたっては、耐震性を考慮しなければならない。
- 二 各機器は地球環境を考慮し、できる限り将来リサイクル可能な材料を選定するとともに、設計においては十分配慮しなければならない。
- ホ 本説明書に記載なき事項についても、機器の機能上具備すべきものについては、当然これを 充足するものとする。

2 取替機器の仕様

各機器は、次の仕様を満足するものとする。

- イ 共通事項
- (イ) 各機器は、個々に特性試験を実施し、合格したものでなければならない。
- (ロ)電気チェーンブロック本体及び各種寸法は既設天井クレーンガーダに据付け可能であることとする。
- ロ 取替機器の仕様
- (イ) 給電用ケーブル

端子台付き中継ボックス~プルボックス間

 線種
 2 P N C T

 導体公称断面積
 5. 5 mm 2

 芯数
 3 芯

 形状
 丸形

用途 電気チェーンブロック給電用

適応敷設方式 ロ字カーテン式

特性 耐候性、耐震性、耐屈曲性

(ロ)ケーブル吊り手

取付方式 メッセンジャーワイヤー式

工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事

適応ワイヤ径φ 5. 0~8. 0 mm程度適応ケーブル径φ 1 5. 0~17. 5 mm程度

(ハ) 電気チェーンブロック

型式 ギヤードトロリ式電気チェーンブロック

出力3.0kW程度電源3相200V

巻上速度 上下 2 速 3. 2 / 1. 1 m / m i n 程度

 定格荷重
 5. 0 t

 揚程
 8. 0 m

自重 220kg程度

横行 手動ハンドルチェーン

適応レール幅 175mm

チェーンバケット材質 鋼製

横行用手鎖長 4.0m程度(二つ折り長さ)

押釦コード長 4.0m程度

給 電 方 式 キャブタイヤケーブル給電(U字カーテン式)

給電ケーブル長 15m

給電ケーブルサイズ 5.5 mm 2 × 4 芯

その他特記事項 品名,型式,製造年月日及び製造者名等を銘板に

て表示すること。

(二) 端子台付き中継ボックス

寸法 幅145.0×高さ100.0×奥行き80.0mm程度

 材質
 金属製

 電線取込口数
 2 箇所

適応ケーブル径 φ 1 5. 0 ~ 1 7. 5 mm程度

端子台極数 3 P

適応電線サイズ 5.5mm 2

3 既設機器の仕様

イ 給電用ケーブル

端子台付き中継ボックス~プルボックス間

線種 キャブタイヤケーブル

導体公称断面積 3.5 mm 2

形状 丸形

適応敷設方式 U字カーテン式

プルボックス~200V分電盤間

線種 CV

工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事

導体公称断面積 8.0mm2

芯数 3芯

ロ アース線

導体公称断面積 3.5mm2

ハ 電気チェーンブロック

型式 ギヤードトロリ式電気チェーンブロック

 出力
 3.0kW

 電源
 3相220V

巻上速度 上下2速 3.2/1.1m/min

 定格荷重
 5.0 t

 揚程
 6.0 m

 自重
 220 k g

横行 手動ハンドルチェーン

適応レール幅 175mm

チェーンバケット材質 鋼製

給電方式 キャブタイヤケーブル給電(U字カーテン式)

二 電線管

サイズ V E 2 2

ホ 端子台付き中継ボックス

寸法 幅145.0×高さ100.0×奥行き80.0mm

材質金属製電線取込口数2 箇所端子台極数3 P

へ プルボックス

寸法 幅150.0×高さ150.0×奥行き100.0mm

材質 樹脂製

ト メッセンジャーワイヤー

外径 6 mm

工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事

現場工事

1 一般事項

- イ 受注者は、本工事の現場作業の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工方法等について監督 員と協議を行わなければならない。
- ロ 受注者は、現場工事の施工に際し、必要資格を有する専門技術員を配置するものとする。また、本工事に関して十分な経験を有する技術員が適用規程等を遵守のうえ施工し、工事対象外設備の 運用に支障を及ぼすことのないよう留意しなければならない。
- ハ 現場工事に必要な測定及び調査は、すべて受注者の責任において行い、その不良による手戻りを生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- 二 発注者の設備機器の運転、停止及び開閉操作等は監督員が行うものとする。ただし、監督員の 許可を得た場合はこの限りでない。
- ホ 受注者は、現場工事の施工に際し、徳島県企業局の所有するローリングタワーの貸与を受ける ことができる。なお使用に際しては、使用前に事前点検を実施し、受注者の責任において使 用すること。
- へ 本工事中に受注者は、作業の安全性確保のため、表示板、安全区画等の対策を講じなければならない。
- ト 本工事中に受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。
- チ 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。

2 現場工事詳細

現場工事の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- イ チェーンブロック給電用ケーブル撤去・据付
- ロ 架線用ワイヤ撤去・据付
- ハ ケーブル吊り手撤去・据付
- ニ チェーンブロック撤去・据付
- ホ 端子台付き中継ボックス撤去・据付
- へ 電線管・プルボックス撤去・据付

検査及び試験

1 工場検査及び試験

次に掲げる機器については、工場検査及び試験の結果を監督員に提出し、承諾を得た後、現場へ搬出するものとする。

イ 対象機器

(イ) 電気チェーンブロック

2 現場立会検査及び試験

現場立会検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。なお、その結果、不合格と

工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事

判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。

- イ 検査及び試験内容
- (イ) 外観構造検査
- (口) 員数検査
- (ハ)機能試験

絶縁抵抗測定

横行•走行試験

巻上・巻下試験

- (二) 荷重試験
- (ホ)上記(イ)~(二)のほか、各種法令、技術基準等を満足する項目
- ロ その他監督員の指示する項目

工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事 エ **程**

- 1 他工事等との調整 (対象 有)
 - 1 本工事区間において別途「R1営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事」を発注(予定)である。このため、受注者は本工事の工程に関して、「R1営繕 吉野川北岸工業用水道 松・長岸 配水ポンプ所改修工事」受注者と調整を行わなければならない。
- 2 施工の制限(対象 無)
- 3 作業時間帯(対象 無)
- 4 工事履行報告書(対象 無)
- 5 その他(対象 無)

用地関係

- 1 ブロック製作ヤード(対象 無)
- 2 仮置ブロック(対象 無)

支 障 物 件

受注者は,工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し,監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し,監督員の確認を受けた後,工事に着手すること。

- 1 支障物件の事前調査(対象 無)
- 2 支障物件の撤去(対象 無)
- 3 立木の置き場所(対象 無)
- 4 その他(対象 無)

公害対策

- 1 作業時間(対象 無)
- 2 事業損失防止対策(対象 無)
- 3 濁水処理(対象 無)
- 4 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)
- 5 六価クロム溶出試験(対象 無)

安全対策

- 1 交通安全施設等(対象 無)
- 2 交通誘導警備員(対象 無)
- 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事

建設副産物

- 1 建設発生土の利用(対象 無)
- 2 建設発生土の搬出(対象 無)
- 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)
 - 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業 廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の 処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
 - 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
 - 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
 - 4 受入先との協議の結果,再資源化が困難である場合は,監督員と協議するものとする。

	廃プラスチック	スクラップ (有価物)	その他	
対象物	0	0		

- 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)
- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

工事用道路

1 工事用道路等の補修(対象 無)

仮 設 備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)

- 工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

その他

- 1 図面の電子納品(対象 無)
- 2標準断面図板設置の省略(対象 有)

本工事は、標準断面図板の設置を省略する。

3 しゅん工標設置の省略(対象 有)

本工事は,しゅん工標の設置を省略する。

4 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様 書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

5 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①~④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁,トンネル, 樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

- 6 コンクリートの単位水量の測定(対象 無)
- 7 セメント・モルタル吹付(対象 無)
- 8 水抜孔(対象 無)
- 9 種子吹付(対象 無)
- 10 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)
- 11 使用材料の品質, 規格, 性能等(対象 無)
- 12 LED道路照明灯(道路照明灯)の品質, 規格, 性能等(対象 無)

工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事 13 LED道路照明灯(トンネル照明灯)の品質, 規格, 性能等(対象 無)

- 14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)
- 15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)
- 16 新技術の活用について(対象 無)
- 17 舗装工事(対象 無)

工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事

支障物件確認書(現場着手時)													
下記工事を施工するので、地下埋設物件について確認をお願いします。													
〇照会元記入 確 認 申 請 者 名 :													
							(TEL: (FAX:	_	_)		
① 工 事 ② 路 線	¥ 名:	:					·				•		
③ 施 エ	場 所:		/- -	-	٦	A. T.		_				(添	·付図:位置図·平面図)
④ 施 工 〇照会先記	入	- 行和	<u></u>	<u>月</u>									
占用物件管	有: 埋語	ー 沿されて	おりま	 E व	地	<u>」下埋設</u>	と物の確認 【無: 埋診		おりま	せん			特記事項 (試掘・立会等の要否)
道路管理者		:	00.	• ,			所属:		00.				(levina
	所属:確認者:						所 禹: 確認者:						
		(TEL:		_	_)		(TEL:		_	_)	
上水道	確認日: 埋設物:	: 令和		月	日		確認日:			月	日		
上小坦	所属:	:					所属:						
	確認者:	i					確認者:						
	確認日:	(TEL: : 令和		— 月	- 日)	確認日:	(TEL: 令和	- 年	– 月	- 日)	
下水道	埋設物:	:					所属:						
	所属:確認者:						所 禹: 確認者:						
		(TEL:	-	_	_)		(TEL:	_	_	_)	
電力	確認日:	: 令和		月	日		確認日:		年	月	日		
電刀	所属:	:					所属:						
	確認者:						確認者:						
	確認日:	(TEL: : 今和		— 月	— 日)	確認日:	(TEL: 令和		- 月	— 日)	
通信事業者	埋設物:	:		/,	<u>н</u>					/,	<u>н</u>		
	所 属 : 確認者:						所 属 : 確認者:						
		(TEL:		_	_)		(TEL:	_	_	_)	
ガス	確認日: 埋設物:	: 令和		月	日		確認日:			月	日		
//^	所属:	:					所属:						
	確認者:						確認者:						
	確認日:	(TEL: :		— 月	— 日)	確認日:	(TEL: 令和	- 年	- 月	- 日)	
公安委員会	埋設物:	:											
	所 属 : 確認者:						所 属 : 確認者:						
		(TEL:		_	_)		(TEL:	-	_	_)	
	確認日:	: 令和	年	月	日		確認日:		年	月	日		
	埋設物:	:					所属:						
	確認者:						確認者:						
	確認日:	(TEL: : 令和	— 年	— 月	- 日)	確認日:	(TEL: 令和	- 年	- 月	- 日)	
注)1. 受注和	者が現場え	着手前に	こ作成	えし, 監	を 付付 は かいり は ないり は ない は ない	へ提出す	けること。					z -	ム本かの弦にすること
2. 地下连政	、物の知底が	5 D mr	勿干 B	(生1)	<u>ک</u> ان ر,	加工戶	・一川(物の)	אַי, דעו	コカガ	ガナに	ショ こ	こうへつか	か否か明確にすること。

- 3. 埋設物: 既占用物件である管路または、マンホール等と明記すること。(深度・条数・個数等は省略) 4. 確認者: 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記すること。 5. 特記事項: 占用物件管理者として、施工者に対して要請(要望)等すべき事項を明記すること。 6. 占用物件管理者: 占用物件管理者は必要に応じて追加・変更すること。

工事名:R1企総管 吉野川北岸工業用水道 配水ポンプ室クレーン改良工事 墜落防止チェックシート

						分	天候	<u> </u>	点検者	
点検項目(結果	良い	〇 悪に	١x	該当し	ないー)	結果		く」の場合 とった措置	
実施が危険	な天何	戻でな	いか。							
作業従事者の服装, 安全装備(安全帯等)は適切か。										
床の幅は40	cm以.	上, 月	₹材間の)隙	引は3c	m以下,床村				
開墜落防止 組足場】 どさ筋かい及 さ15cm以上の 組足場以外の	設備る び高さ の幅本 の足場	を設置 *15cr マ」又 (美) 単作	置してい n以上40 は「手す 管足場等	るか Ocml りわ (手)】	。 以下の く」	桟若しくは				
な場合又は り外す場合(全帯を安全に か、又は防約 記の措置を調 止しているか	作業の は、次 に取り付 関を張 構じる い。	の必要 の措 付ける ってい の だ に の に の に に の に る に の に の に 。 に に 。 に に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 に 。 。 。	要上臨時置を講しるためのいるか。 への関係	まに見 でし 設備 系労信	足場用いるか。 情(親綱 動者以	墜落防止設 第等)を設け 外の者の立	:備 て <u>こ</u> 入			
を張り、安全	帯等	を安さ			けるため	かの設備(親	₹			
め組立て等 るか。※注2		業に従	Ě事する	者は	t, 特別	教育を受け	t			
				足場	め組ュ	て等作業	È			
				带等	≨及び	保護帽の使	i用			
の設置は手	すり先	た行エ	法によ	る施	エか。					
じているか。 40cm以上の 全帯を安全に	※注4 作業月 こ取り(4 kを設付ける	けているための	るか)設備	0	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
		骨り,	踏み抜	き等	の危険	のない状態	NAME OF THE PROPERTY OF THE PR			
							お			
施したか。										
を設けている	るか。									
一笔一只笑过一只要抢了一笑的话,一笑的话,一笑一笑,一笑一笑,一笑一笑,一笑,一笑一笑,一笑,一笑一笑,一笑	実 従 場床地 業用はさればと 業なり全か己止きて 業をう のる 講を のを の 材じの名者 面た 床③ 帯施 がをが 者 組幅隙 端落】かい以以 性合場安は置いりか 足り置 立※ を任 立視 置 緊る以安安 つて び④ をか あけの みは間 「止 及上外上」 質又含く防をる外。 場安し て注 修し てし は 結かの全帯 まる い該 全 超い 場 で で で で で で をか あせ で で で で で で で で で で で で で で で で で で	実 従 場床地 業用足される 大ののの はなり全かっています。 第をのを の 材でので帯に はれ 及及 等した は 結れののの 上では、網路 が る 出稿では、 一次ののの 上では、 一次のとでは、 一次のとでは、 一次のとでは、 一次のとでは、 一次のとでは、 一次のとでは、 一次のとでは、 一次のとでは、 一次のにできた。 一次のは、 一次のは、 一次のは、 一次のは、 一次のは、 一次のは、 一次の時、 に、 一次のは、 一次の	実 従 場 ない 大 い 大 い 大 い 大 い 大 い 大 い 大 い 大 い 大 い	実施が危険な天候でないか。 従事者の服装、安全装備(安学場を組み立てる等により作間のでは40cm以上、床満となる等により作間のでは40cm以上、床満となる等により作間のでは40cm以上、床満となる等により作間のでは40cm以上、床満となる等により作品を表もは、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は一点では、よい、は、までは、また、は、また、	実施が危険な天候でないか。 従事者の服装、安全装備(安全帯・場を組み立てる等により作業の原間は40cm以上、床材間の原間地との隙間は12cm未満となっている。 業床の部では、足場のからでは、これのの間には、これのでは、これのでは、これのの間には、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	実施が危険な天候でないか。 従事者の服装、安全装備(安全帯等)は近場を組み立てる等により作業床を設けていまの幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm地との隙間は12cm未満となっているか。 業床端部、開口部等には、足場の種類に間足場がいるが高さ15cm以上40cm以上40cm以上40cm以上5cm以上の幅末」又は「手すりわく」間足場以外の足場(単管足場等)】 は85cm以上の電子り及び高さ35cm以上5cm以上の性質上足場用墜落防止足場等)】 は85cm以上の手すり及び高さ35cm以上5cm以上の作業の必措置を設備を設備に足場が外のと場に足場のが高さ35cm以上5cm以上の特別をでは一次の措置をあるの設備があるが、2cm以外の方式でいるが、2cm以外の方式でいるが、2cm以外の方式でいるが、2cm以外の方式でいるが、2cm以外の方式でいるが、2cm以外の方式でいるが、2cm以上ので作業主任者は安全帯等及びを監視しているが、2cm以上の作業をではいるが、2cm以上の作業をではいるが、2cm以上の作業をではいるが、2cm以上の作業をではでいるが、2cm以上の作業をではでいるが、2cm以上の作業をではでいるが、2cm以上の作業をではいるが、2cm以上の作業をを全に取り付けるための設備(親細なのでは、2cm以上の作業をでは、2cm以上のでは、2cm以上の作業をでは、2cm以上の作業をを全に取り付けるための設備(親細などのでは、2cm以上の作業をでは、2cm以上のでは、2cm以上の作業をでは、2cm以上の作業をでは、2cm以上の作業をでは、2cm以上の作業をを全に取り付けるための設備(親細などのでは、2cm以内はるための設備(親細などのでは、2cm以内はるための設備が、2cm以内はるための設備(親細などのでは、2cm以内はるための設備(親細などのでは、2cm以内はるための設備(親細などのでは、2cm以内はるための設備(親細がは、2cmのでは、2cm以内はるための設備(親細がは、2cmのには、	従事者の服装、安全装備(安全帯等)は適切か。 場を組み立てる等により作業床を設けているか。またの幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床地との隙間は12cm未満となっているか。※注1 業床端部、開口部等には、足場の種類に応じて、次用墜落防止設備を設置しているか。 組足場】 さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下の桟若しくは、2515cm以上の幅木」又は「手すりわく」 組足場以外の足場(単管足場所墜落防止設備を設けることが著しているか。 といまり外の足場(単管足場用墜落防止設備を設けることが著しな場合の大力、大力に関しているが、といるでは、次の措置を講じているか。と常を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設けが、又は防網を張っているか。この措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立止しているか。 この措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立止しているか。 おは、作業終了後、直ちに元の状態でいるか。 学床(足場)の設置が困難な場合を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設置しているか。 ※注2 講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業を選任しているか。※注2 講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業を選任しているか。※注3 の組立て等の作業に従事する者は、特別教育を受けるか。※注2 の設置は手すり先行工法による施工か。 材の緊結、取り外し、受渡し等の作業では、次の措置でいるか。※注3 の設置は手すり先行工法による施工か。 材の緊結、取り外し、受渡し等の作業では、次の措置でいるか。※注4 0cm以上の作業床を設けているか。 諸に安全帯を使用させているか。 本等を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け者に安全帯を使用させているか。 「床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」に3)及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。 「床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」に3)及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。	実施が危険な天候でないか。 従事者の服装、安全装備(安全帯等)は適切か。 場を組み立てる等により作業床を設けているか。また、床の幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下、床材地との隙間は12cm未満となっているか。※注1 業床端部、開口部等には、足場の種類に応じて、次の用墜落防止設備を設置しているか。 8足場】 さ15cm以上の幅木」又は「手すりわく」 8足場以外の足場(単管足場等)】 さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の枝 地とのに関上との場(単管足場等)】 さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下の枝 業の性質上足場用墜落防止設備を設けることが著しくな場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備り外す場合は、次の措置を講じているか。 2の措置を講じるし箇所への関係労働者以外の者の立入止しているか。 1つ措置を講じる箇所への関係労働者以外の者の立入止しているか。 等床(足場)の設置が困難な場合を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親)を設置しているか。 禁床(足場)の設置が困難な場合を張り、安全帯等を安全に取り付けるための設備(親)を設置しているか。※注2 の組立て等の作業に従事する者は、特別教育を受けるか。※注2 が12を設置しているか。※注3 の組立て等作業主任者は安全帯等及び保護帽の使用を監視しているか。※注3 の報ごは手すり先行工法による施工か。 材の緊結、取り外し、受渡し等の作業では、次の措置じているか。※注3 の設置は手すり先行工法による施工か。 材の緊結、取り外し、受渡し等の作業では、次の措置じているか。※注4 0cm以上の作業床を設けているか。 全帯を安全に取り付けるための設備(親綱等)を設け、者に安全帯を使用させているか。 床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」にお3及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。 床及び囲い等の設置が困難なとき(「足場の設置」にお3及び④該当時)は、安全帯を使用させているか。 赤等を安全に取り付けるための設備(親綱等)の点検施したか。 が1.5mを超える箇所で作業を行う場合は、安全な昇降を設けているか。	無検項目配案、良いの 志い 終国しない一)	無検項目的研案 良い 悪い

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、このチェックシートを作業日毎に作成し、保管すること。

監督員より請求のあったときは、直ちに提示すること。

このチェックシートは重要な項目について抽出したものである(全て労働安全衛生規則又は共通仕様書での規定事 ※注1 はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、H27.7.1時点で現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、「床材と建地との隙間は12cm未満」は適用しない。

- ※注2 H27.7.1時点で現に足場の組立て等の業務に従事している者は、H29.6.30までの間は特別教育を要しない。
- ※注3 つり足場,張り出し足場または高さ5m以上の足場の場合に適用する。
- ※注4 つり足場、張り出し足場または高さ2m以上の足場の場合に適用する。